

最低生計費調査「25歳単身者」モデルに見る若者たちの状況



静岡県立大学短期大学部 准教授 中澤 秀一

はじめに

ご承知のように、若者たちがおかれている労働環境は、きわめて劣悪である。その半数は非正規労働に従事しており、彼ら彼女らの多くは低賃金でなおかつ、社会保険に未加入であることも少なくない。その一方で、正社員として働く若者たちは安定しているのかというと、けっしてそうではない。就職もない新入社員が、即戦力として責任を問われる仕事を任せられ、過労死ラインを超えるような長時間労働を強いられることも珍しくなく、過労自殺事件が相次いでいる昨今である。このように正規・非正規を問わず若者たちが劣悪な労働環境に追い込まれてしまっている背景にあるものは何か。いくつかの要因が考えられるが、1日8時間週40時間フルタイムで働いたとしても、最低限の生活にも満たないような低賃金が、合法化してしまっている状態に根本的要因があるのではないだろうか。もう少し具体的に言い換えれば、労働者の生活を賃金面から下支えしなければならぬ最低賃金制度が機能不全に陥っていることが、過労死ラインを超えるような長時間労働の下地となっているのである。本稿では、筆者が携わってきた最低生計費調査から見えてきた若者たちのリアルを紹介し、最低賃金制度のあり方について論じてみたい。

1. 最低生計費調査とは

筆者が全労連・各地方労連の協力を得て行った最低生計費調査とは、マーケット・バスケット方式（全物量積み上げ方式）を採用した調査で、主に①

生活実態調査（大まかな生活実態を把握し、生活パターンを決定する基礎資料）、②持ち物財調査（対象世帯が生活に必要なものとして何を持っているかすべて記入してもらい、保有率が原則7割を超えるものを必需品として決定する基礎資料）、③価格調査（持ち物財調査で保有を決定した品目について価格を調べる）、以上の3つの調査から成る。これらをもとに、地域ごと年代ごとに最低生計費＝「ふつうの暮らし」を送るために必要な費用を試算している。この調査方法の最大の長所は、生計費の内容が、食費＝〇円、住居費＝△円、というように具体的な数字で示されて分かりやすいという点である。ここで試算された数字は、労働運動における様々な場面で、根拠（エビデンス）として活用が期待されている。

今回、筆者が2015年から16年にかけて携わった調査では、10代から70代までの男女約7000人のデータを集めている。

2. 調査から分かったこと

表1は、そのうち若年単身世帯（25歳男性）の結果についてまとめたものである（分析対象は、10代・20代・30代で「独居」の者である）。20代の若者が「ふつうの暮らし」を送るためには、税・社会保険料込みで月額約22～24万円の費用がかかるということが明らかになった。ちなみに、ここで想定したところの「ふつうの暮らし」とは、以下のような内容である。家電製品や家事用品などは量販店にて最低価格で買い揃えている。食生活では、昼食はコンビニでお弁当、パンなど500～550円にかかるほか、

表1:最低生計費試算調査若年単身世帯総括表

都道府県名	北海道	岩手県	埼玉県	静岡県	愛知県	長崎県	最低賃金
自治体名	札幌市	盛岡市	さいたま市	静岡市	名古屋市	大村市	全国加重
最賃ランク	C	D	A	B	A	D	平均値
消費支出	163,805	173,997	173,524	181,897	163,083	169,707	
食費	39,991	40,083	38,610	40,253	38,457	44,795	
住居費	32,000	35,000	52,500	38,000	45,000	30,700	
水道・光熱	10,206	9,024	6,867	7,559	7,510	7,904	
家具・家事用品	4,071	4,216	4,781	3,883	3,480	3,162	
被服・履物	5,828	6,501	6,906	7,521	8,426	4,701	
保健医療	4,558	2,596	3,366	3,255	2,186	2,438	
交通・通信	16,660	39,697	19,635	43,356	19,062	36,253	
教育	0	0	0	0	0	0	
教養・娯楽	30,068	17,533	20,225	18,408	17,745	16,092	
その他	20,423	19,347	20,634	19,662	21,217	23,662	
非消費支出	44,878	37,367	51,055	46,662	47,562	39,047	
予備費	16,300	17,300	17,300	18,100	16,300	16,900	
最低生計費 (月額)	180,105	191,297	190,824	199,997	179,383	186,607	
税抜 (月額)	224,983	228,664	241,879	246,659	226,945	225,654	
年額(税込)	2,699,796	2,743,968	2,902,548	2,959,908	2,723,340	2,707,847	
月150時間換算	1,500	1,524	1,613	1,644	1,513	1,504	
173.8時間換算	1,294	1,316	1,392	1,419	1,306	1,298	
2017年最低賃金額	810	738	871	832	871	737	848

(注1)25歳男性・賃貸ワンルームマンション・アパート(25㎡)に居住という条件で試算
 (注2)その他には、理美容品費、理美容サービス費、身の回り用品費、交際費、自由裁量費(1か月6,000円)
 (注3)非消費支出=所得税+住民税+社会保険料
 (注4)大村市については、佛教大学金澤氏による監修
 (注5)大村市については2009年調査のため、2016年にかけての消費者物価の変化を考慮して補正してある

仕事の同僚や友人と月に2、3回程度の飲み会の機会がある。また余暇活動として、映画などの趣味を月2、3回楽しんだり、2～3ヵ月に1回の日帰り行楽を楽しんだり、年に2回の旅行(帰省なども含む)に行ったりもしている。さらに、冠婚葬祭の費用や父の日・母の日のプレゼント代、見舞金・せん別代なども含まれている。生活の質を確保し、人間関係を維持するためには、このような教養娯楽や交際が不可欠と考えるからである。

さて、表1の最下段は現在の最低賃金額であるが、下から2段目および3段目の数字と比較していただきたい。法律的に許される最も長い所定内労働時間=月173.8時間労働で換算した数字が下から2段目、一般労働者の所定内労働時間の平均に近い月150時間労働で換算した数字が下から3段目に、それぞれ示してある。

つまり、現在の最低賃金では「ふつうの暮らし」を送ることができないのである。もし、最低賃金で「ふつうの暮らし」を可能にするならば、最低賃金は少なくとも1,300円以上、人間らしく生活できる

ような労働時間も考慮するならば、1,500円以上が当たり前なのである。

また、現在の最低賃金制度は、A～Dにランク付けされており、東京(Aランク)などの大都市部は金額が高く、反対に地方(C、Dランク)では低く設定されており、その格差は年々拡大するしくみとなっている。47都道府県別の格差最賃が容認されているのは、都市部は家賃など物価が高く生活費がかかるのに対して、地方では物価が安いので生活費があまりかからないからという理由による。しかし、最低生計費調査はこの“常識”を否定する。最低生計費は、全国どこでもあまり変わらないという調査結果を示したの

である。都市部においては、確かに住居費はかかるが、交通費は電車やバスなどの公共交通

自動車所有より、購入費用のほか、ガソリン、駐車場、保険、メンテナンス費など様々な費用がかかるために、最低生計費が2万5,000円から3万円ほど増えることになる。

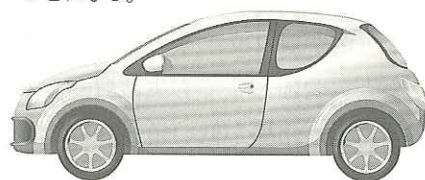


表2:全国チェーン店のアルバイト募集時給と最賃との比較(青森県と埼玉県)

青森県	所在地	時給	対最賃
コンビニA	青森市	720	101%
コンビニA	八戸市	720	101%
コンビニA	弘前市	720	101%
コンビニA	五所川原市	720	101%
コンビニA	十和田市	720	101%
コンビニA	つがる市	716	100%
コンビニB	十和田市	720	101%
コンビニB	青森市	716	100%
コンビニB	青森市	720	101%
コンビニB	青森市	716	100%
コンビニB	八戸市	740	103%
コンビニB	弘前市	720	101%
ファストフードC	十和田市	780	109%
ファストフードC	八戸市	800	112%
ファストフードC	むつ市	800	112%
ファストフードC	おいらせ町	800	112%
ファストフードC	青森市	750	105%
ファストフードC	弘前市	750	105%
ファストフードC	むつ市	720	101%
ファストフードD	むつ市	800	112%
ファミレスE	十和田市	720	101%
ファミレスE	青森市	720	101%
牛丼G	つがる市	820	115%
牛丼G	五所川原市	820	115%
牛丼G	弘前市	800	112%
牛丼G	青森市	820	115%
牛丼G	むつ市	820	115%
牛丼G	十和田市	820	115%
牛丼G	おいらせ町	800	112%
牛丼G	八戸市	800	112%
居酒屋H	三沢市	880	123%
居酒屋H	弘前市	830	116%
居酒屋H	八戸市	880	123%
居酒屋H	十和田市	880	123%
居酒屋H	青森市	910	127%
居酒屋I	八戸市	850	119%
カフェK	弘前市	780	109%
カフェK	おいらせ町	800	112%
カフェK	八戸市	780	109%
カフェK	弘前市	716	100%
衣料L	むつ市	800	112%
DVD・CDレンタルM	青森市	716	100%
DVD・CDレンタルM	八戸市	730	102%
DVD・CDレンタルM	むつ市	730	102%
学習塾N	むつ市	1066	149%
学習塾N	むつ市	1066	149%

埼玉県	所在地	時給	対最賃
コンビニA	さいたま市	850	101%
コンビニA	さいたま市	850	101%
コンビニA	川口市	870	103%
コンビニA	川口市	870	103%
コンビニB	さいたま市	870	103%
コンビニB	さいたま市	880	104%
コンビニB	川口市	870	103%
コンビニB	川口市	850	101%
ファストフードC	川口市	950	112%
ファストフードC	川口市	900	107%
ファストフードC	さいたま市	850	101%
ファストフードC	さいたま市	880	104%
ファストフードD	さいたま市	900	107%
ファストフードD	さいたま市	900	107%
ファストフードD	川口市	950	112%
ファストフードD	川口市	900	107%
ファミレスE	川口市	1000	118%
ファミレスE	川口市	930	110%
ファミレスE	さいたま市	950	112%
ファミレスE	さいたま市	880	104%
ファミレスF	深谷市	1030	122%
牛丼G	さいたま市	1050	124%
牛丼G	さいたま市	950	112%
牛丼G	川口市	1000	118%
牛丼G	川口市	1000	118%
居酒屋H	川口市	1000	118%
居酒屋H	川口市	1050	124%
居酒屋H	さいたま市	950	112%
居酒屋H	さいたま市	1000	118%
居酒屋I	さいたま市	1000	118%
居酒屋I	さいたま市	920	109%
居酒屋I	坂戸市	1000	118%
居酒屋I	桶川市	900	107%
カフェK	さいたま市	900	107%
カフェK	さいたま市	980	116%
カフェK	川口市	900	107%
カフェK	川口市	950	112%
衣料L	三郷市	1000	118%
衣料L	秩父市	950	112%
DVD・CDレンタルM	さいたま市	850	101%
DVD・CDレンタルM	川越市	850	101%
DVD・CDレンタルM	北本市	850	101%
学習塾N	さいたま市	1113	132%
学習塾N	さいたま市	1200	142%
学習塾N	川口市	1067	126%
学習塾N	川口市	1113	132%

機関が整っているために抑えられる。反対に、地方では自家用車がないと通勤や買い物などが困難であり、生活が成り立たないために必然的に交通費が高くなる。全国どこでも生活費が変わらないのであれば、賃金の相場が低い地方ほど、長時間労働が強いられるか、低賃金に見合ったレベルまで生活の質を

落さざるを得ないのである。

なお、47都道府県別の格差最賃が、各地域の賃金相場を不当に抑制していることは、筆者が別に実施した「全国チェーン店募集時給調査」（2016年12月～17年5月）や日本医労連が示した「医療・福祉業の所定内賃金と地域別最低賃金の関係（2016年

度)」などで明らかである。表2は、「全国チェーン店募集時給調査」の結果について、青森県と埼玉県について示したものである。読者もご存じのはずの全国チェーン店のアルバイトの募集時給は、見事に最賃に張り付いていた。

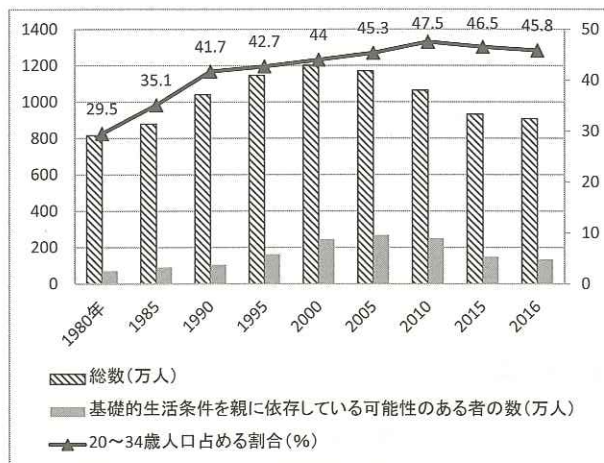
混雑店や業種（牛丼店、居酒屋、学習塾）では、やや高めの時給が設定されていることもあるが、ほぼ最賃の110%辺りに、コンビニなどは“露骨”に最賃に張り付いていた。このことは全ての都道府県に当てはまる。また、アルバイトの時給に限ったことではなく、正規労働者の賃金も格差最賃にリンクしている現状もある。看護師や介護福祉士など同じ国家ライセンスを持ちながらも、働いている地域によって、歴然とした賃金の地域間格差が生じているのである。

3. 親と同居せざるを得ない若者たち

もうひとつ低賃金でも生活できる手段がある。それは、親と同居することだ。今回の調査では、各地方組織にかなりの骨を折っていただいたが、最も苦労したのはひとり暮らしの若者を見つけることであった。多くの若者が親と同居しているのである。親元を離れて独立した生計を営むためには、それなりの費用がかかる。ひとり暮らしの若者を組織内で探す、どうしても公務か医療で働く者に限定されてしまう傾向があった。それだけ安定した仕事が限定されているということであろう。

日本全体では、どれくらいの若者が親と同居しているのだろうか。図1は、親と同居する未婚の若者数の推移を示したものである。近年、多少減ってきているものの、親と同居している若者の割合は、依然として45%を超えている（1980年代は3割ほどの同居率であった）。そして、その多くは全面的に生活費を親に頼っているのではなく、自らが働いて収入を得ながらも住居費や食費、水道光熱費を節約するために親との同居を選択している可能性が高いと考えられる。

図1：親と同居する若年者（20～34歳、未婚）の推移



(注1) 各年とも9月の数値

(注2) 基礎的生活条件を親に依存している可能性のある者は、①完全失業者、②無就業・無就学者、③臨時雇・日雇者である。

(資料出所) 総務省統計研修所・西文彦『親と同居の未婚者の最近の状況(2016年)』

おわりに

現在の最低賃金は、若者たちに「ふつうの暮らし」を保障していない結果、彼ら彼女らが家族を作ることから遠ざけてしまっていることが明らかになった。

すみやかに最低賃金は、フルタイムで働いたとしたら、人間らしい「ふつうの暮らし」が可能になるような水準に上げなければならないし、地域経済の再生も考えるならば、それは全国一律で実現させなければならないのである。

(なかざわ しゅういち：静岡県立大学短期大学部 社会福祉学科 〒422-8021 静岡県静岡市駿河区小鹿2-2-1 TEL：054-202-2642 Fax：054-202-2642)